

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成19年7月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び許可番号

平成19年3月1日 第3500号

平成19年6月20日 変第1622号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市南区吉祥院嶋榿山町51番地の1及び51番地の2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市南区吉祥院嶋榿山町51番地

渡邊 テル子

(都市計画局都市景観部開発指導課)